

特定化学物質の取扱量 集計結果(令和2年度 北本市)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	53	エチルベンゼン	6	2	87,000	6	0	0	87,000
1	80	キシレン	6	2	801,000	2	0	0	801,000
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	6	2	573,000	4	0	0	573,000
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	6	2	46,500	7	0	0	46,500
1	300	トルエン	9	1	1,972,830	1	2,830	0	1,970,000
1	374	ふっ化水素及びその水溶性塩	1	8	950	11	950	0	0
1	392	ノルマル-ヘキサン	6	2	641,000	3	0	0	641,000
1	400	ベンゼン	6	2	118,000	5	0	0	118,000
3	21	硝酸	1	8	4,300	9	4,300	0	0
3	35	メタノール	1	8	3,500	10	3,500	0	0
3	41	硫酸(三酸化硫黄を含む)	1	8	9,200	8	9,200	0	0
		合計	—	—	4,257,280	—	20,780	0	4,236,500

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。